

から来ても、東から来ても、橋の上に車がいるかどうかが見えなかったんですよ。ミラーなんかもあるんですが、ミラーもよく見えなくて、ですから、頭をちょっと出すと下手にぶつかるみたいな、非常に危険だと。あそここのところは坂になっているわけですね、そして。

警察がおっしゃるには、必ずしもないわけじゃないんでしょうけども、橋の上で待たなきゃいけないわけです、あそこ信号つけますと。そうすると、冬期間も含めて非常に危ないということで、だから、交通量もさることながら、危険な交差点だということ、辛うじて子供たちの通学用の歩道の部分については別建てでしてもらったんでよっぽどいいんですが、あそここの舟場谷地橋線ですか、長井工業の前の道路なんかも県道なんですけど、非常に危ないんですね。

あそこもかつては拡幅の計画があったと。それがもうだめになって、結局あのままなんです、北中の生徒も、あるいは長井工業高校の生徒さんも、あそこで非常に危ないなと思って心配はしてるんですが、なかなか県のほうでもまずいろいろ引き続き要望してまいります、なかなかそこまで手が回らないということでございますけれども、ぜひ市のほうと再度、交通関係の市民課と、あと建設課と、県の建設部なり、あるいは警察と協議をしながら、少しでも安全性が図れるように最大の努力をしてみたいと思いますので、引き続きご指導賜りたいというふうに思います。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 10番、赤間泰広議員。

○**10番 赤間泰広議員** ありがとうございます。本当に市民の命は大事でございますので、ぜひ今後前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時15分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

### 今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位5番、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。日本共産党を代表して、市長に質問をいたします。

まず、最初に、市庁舎建設について質問します。

過日、新市庁舎の基本設計と実施設計に向けた進捗状況の説明がありました。このことの経過について、振り返りたいと思います。当初からこの場所は、奥行きはあるが、幅が十分ではなく、隣地との段差もあり、駐車場や出入り口なども十分な広さがなく、使い勝手が悪いのではないかと、グンゼ敷地に建設すべきなどの意見が議会で出され、議論されました。

その議論の中で、議会の意見を十分反映し、基本設計案を提案すると市長は答弁しました。私は、位置を決める条例に賛成するのに当たり、正直、不安はありましたが、市長のこの答弁があり、全員で市民のためによりものを建設していこうと、前向きな気持ちで賛成いたしました。

また、その後の市長答弁では、基本設計案は2案ぐらいでいいと思うと話されましたので、提案される2案を市民の意見や議会の意見などを受けた形で進めていくのだと思っていました。

しかし、でき上がった基本設計案は、市民や議会で出された意見、そして市長が答弁したものが反映されたものではなく、皆様ご承知のように、3階建ての奥行き長い建物の基本設計案が提案されました。その後も再考の余地はなく、市長案でどんどん進められ、私は裏切られた気持ちでした。私の気持ちなどはともあれ、市民の声や議会の意見が反映されたものになっていますでしょうか。これが重要なことです。そのことがなぜ重要かといいますと、駅南のこの敷地での基本設計案は、敷地の形が細長くしかとれません。1つの例を申し上げたいと思います。

議場の形を特別委員会で検討し、1つ選定しました。議場の面積は今と同じぐらいですが、しかし、形が細長く、議長が議員席でなく傍聴席を向いて議会運営をすることになり、議長席からは、議員の顔を横から見ることになります。それぞれの表情などは直接うかがえない状態になります。議会運営には、関係する皆さんの顔を見ながら行う必要があります。このこと一つをとっても、駅南の敷地では敷地の形のせいで使い勝手が悪くなるが生じています。そのためにもこの場所への市庁舎建設には限界を感じています。

駅南の敷地では、さらに新たな問題が出てきました。市庁舎前駐車場は思いやり駐車場とし、十分幅もとっているのが安心と、何回も説明を受けました。ところが、1月21日に突然、市庁舎前の駐車場からの出入りは危険があるので、隣家の方々の敷地を使いたいとの説明、提案があり、驚きました。ところが、この提案は市庁舎建設予算とは別事業として提案されています。この事業は、市庁舎の進入道路や駐車場に使用

するために計画されているのに、別事業という説明は理解できません。

そこで、まずお聞きします。この道路拡幅は当初から計画に入れ、提案すべきだったのではありませんか。なぜ今ごろ急に出てくるのですか。その説明を求めます。また、危険である原因、理由は何なのかをお聞きします。

この計画の主となる駅前の整備に立ち退きのための補償費などが約7億円と示されています。国からの市庁舎建設に伴う交付金約8億円とされる金額に匹敵します。安全確保は必要ですが、こんな莫大な予算を伴う突然の提案は、納得できません。栄町の近隣住民には、昨年3月議会時に、直接影響はないので皆さんには迷惑をかけないと説明しています。また、基本設計案が示された9月にも説明会を開催し、影響はないと再度話されていたので、住民の方々は安心していました。

しかし、突然昨年12月5日に隣接する栄町の住民に、駅と同じ高さにして駐車場にしたいので、移転をお願いする説明会を開催しました。さらに12月25日には、売買にかかわる法的なことを示したペーパーを配り、説明を行っています。その12月には、議会には何の説明もなく、住民に移転の打診を行っていたことになります。そのことをお聞きしますと、住民の方の了解を得てから提案説明と思っていたと話されました。順序は逆ではないでしょうか。

近隣の住民の方々の判断にはそれぞれの思いがあり、複雑なものがあるのではないのでしょうか。もし住民の同意が得られないときはどうしますか。お答えください。

グンゼ敷地に建設すれば、この拡幅予算7億円は必要ないわけです。なぜグンゼ敷地に建設しないのですか。何か建設できないわけが、理由があるのですか。このことには市民が大きな疑問を抱いています。このことを見ても、駅南の敷地への建設には、当初から幾つも無理があ

ったことが証明されたと思います。市民に不安や心配をかけて建設を進めることは、あってはなりません。市民の声を聞いて、慎重に進めていかななくてはならないと思いますが、どうでしょうか。説明を求めます。市民の方にわかるようにご説明ください。

また、グンゼ敷地購入の進捗状況はどうなっているか、ご報告ください。また、市庁舎への国の建設補助金交付形態はどうなりますか、ご説明ください。以上、市長に答弁を求めます。

次に、国民健康保険税の引き下げについて質問します。

国会でも、高過ぎる国保料の改善に向けての質問がありました。私も選挙公約であった高過ぎる国民健康保険税の引き下げを何度も提案してきました。国民健康保険は、国民皆保険制度を支える重要な柱の一つです。しかし、国保に対しては、国庫負担率の引き下げと抑制が続けられてきました。加入者は無職と非正規雇用などの被保険者が8割近くを占めています。国保に対する国の責任後退と、加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料の高騰が全国の自治体で続いており、問題となっています。国保料は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの2倍以上の保険料になると試算されています。

高過ぎる国保料を払えず、滞納となり、滞納を理由に保険証を取り上げられ、受診がおくれ、死亡した事例が全国で後を絶ちません。高過ぎる国保料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。全国知事会は、2014年国保料を協会けんぽの保険並みに引き下げたため、1兆円の公費負担増を政府に要望しました。

また、国保料が著しく高くなる大きな要因は、国保にしかない均等割、平等割にあります。子供が多い世帯では、負担がふえていきます。先ほどの公費1兆円を投入すれば多くの自治体で

均等割、平等割をなくし、協会けんぽ並みの国保料にすることができます。

長井市の場合を試算してみました。年収400万円4人世帯の場合、国保税は39万90円です。均等割、平等割を除くと、21万6,690円です。協会けんぽは20万800円です。国保は年間約19万円高く、協会けんぽの約2倍になります。しかし、均等割、平等割をなくすと、大体協会けんぽ並みになります。

試算の均等割は、1人3万7,200円にもなります。所得に関係なく課せられる子供の均等割は、子育て支援に逆行しております。市長もご存じのように、全国知事会や全国市長会は均等割を廃止、軽減すべきと求めています。2月16日の赤旗日刊紙に、岩手県宮古市が来年度から子供の均等割を免除という記事が掲載されておりました。今回の均等割免除は対象が子供に限られているものの、高過ぎる国保税の軽減、改善への大きな一歩だと思います。全国の自治体でも均等割の免除、減額などの取り組みが進められています。

長井市でも、高過ぎる国保税の軽減、改善を進め、子供の均等割の免除をなさってはどうか。大きな子育て支援となります。国保税の滞納改善にも大きく貢献できると思います。いかがでしょうか、市長のお考えを伺います。

次に、18歳までの医療費無料化について質問します。12月議会でも提案いたしました。再度提案いたします。

過日開催された少年議会で、少年議員から、近隣の町が行っている18歳までの医療費無料化が長井市だけされていないとの質問があったことなどの少年議会の開催の様子が山形新聞に掲載されていました。

当事者である高校生が、同じ高校の中で、長井市だけどうして無料化できないのかと疑問を持ち、実施してほしいと思うことは当然だと思います。私がいただいた年賀状の中に、18歳ま

での医療費無料化、ぜひ実現してくださいと書かれたものがありました。高校生の保護者の方からで、高校生を持つ保護者にとっては切実な願いです。長井市でも実施に向けての取り組みが必要です。私の12月議会での市長答弁では、財源の確保が必要と話されていましたが、そのとき780人、1,600万円が可能であるので、国保基金を活用してはどうかと提案しましたが、市長は、今後、国保会計が引き上げになったりしたときのために使い、基金の運用はできないと話されました。しかし、国保の基金はもともと被保険者から預かったものであり、それを被保険者に還元することに問題はありませぬ。むしろ、そのように活用することは進んですべきと思います。

また、このたび、国保の課税限度額が引き上げられます。この引き上げ額なども活用なさってはいかがでしょうか。

また、就学前の医療費無料化に対する国のペナルティーがなくなっています。この分も活用できるのではないのでしょうか。県内の市町村の取り組みの様子を資料で配付させていただきました。西置賜の全町で、また、東置賜2町も実施しています。尾花沢市、寒河江市などは、平成30年7月から、真室川町、鮭川村、戸沢村でも30年4月から拡大しています。東根市でも実施が提案されており、長井市でも実施の取り組みが必要です。

今後、幾つもの公共施設の建設が予定されていますが、18歳までの医療費無料化を優先すべきと考えます。これは、市民の子育て支援に大きく貢献します。高校生の切実な願いに応えてください。18歳までの医療費無料化をなさるよう、改めて提案いたします。お考えを伺います。

次の質問に参ります。介護認定者の障害者控除認定対象者証明書発行について質問します。

ことしも確定申告の受け付けが始まりました。配偶者や扶養親族で介護認定を受けている場合、

確定申告の障害者控除が受けられます。所得税法上では、介護保険の要介護認定を受けている人についての規定はありません。ただし、精神、または身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象になります。

障害者控除の対象は、障害者と特別障害者の2つに分かれています。長井市の場合、障害者控除対象者は要介護1以上で、また、特別障害者控除対象者は要介護3以上で、どちらも主治医意見書や認定調査票によって対象者となります。障害者の場合は27万円、特別障害者の場合は40万円、同居だと75万円が所得から控除できます。確定申告は5年さかのぼれますが、その年ごとの認定が必要です。

介護している家族がいると経済的にも大きな負担があります。米沢市では、介護認定の障害者控除認定対象者証明書はここ数年150件前後の申請があると報告されています。議員の提案でこの周知に努めるようになり、ホームページで申請書をダウンロードできるようにしました。すると、障害者控除認定発行者数が240件となったことが報告されました。所得が200万円ぐらいの人が住民税だけで4万8,000円が還付されたと報告がありました。大変喜ばれたと聞いております。さらに5年間さかのぼれば、24万円が還付されます。所得税も計算すれば同じぐらいの額が還付されます。そうなれば、介護の負担も軽減され、大変助かります。このたびの確定申告でも早速適用されます。

長井市の場合、資料を見ますと、現在、要介護認定者が1月31日現在1,630人で、認定書発行者数は、同じく1月31日現在で27件となっています。申請の必要な方は市役所窓口で申請しますが、長井市の場合、米沢市などと比べると、障害者控除認定証明書の発行が著しく少ない状況です。どうしてなのか、申請が少ない要

因をまずお聞かせください。

長井市の場合、こうした控除を知らない方がいるのではないのでしょうか。市民に積極的に周知する必要があると思いますが、長井市ではどのような方法で周知なさっていますか。お聞きします。

その上で提案します。周知方法の一つには、この時期の確定申告の相談日などでお知らせしてはどうでしょうか。また、ケアマネジャーへの情報をさらに周知していくことも必要ではないのでしょうか。ケアマネジャーは障害者控除などについての情報を自治体から受けています。介護で大変な家族に、こうした大切な情報を伝えていく役割もあります。米沢市のようにホームページなどで周知し、申請書がダウンロードできるようになさってはどうか。

また、山形市などでは、申請要望がなくても介護認定者には障害者控除認定書が郵送で送られてきます。必要な方はわざわざ市役所に出向かなくてもよいし、このような制度があることを介護認定者や家族の方にも周知できます。このような取り組みはいかがでしょうか。

長井市でも介護で苦勞している家族の税金控除などで負担を少しでも軽減できるよう、市は今まで以上に積極的に周知をすべきと思います。この取り組みは、市民福祉の向上に寄与すると思いますが、市長、いかがでしょうか。お考えをお聞きします。

最後に、確定申告に関連して質問いたします。

補聴器を購入した人が確定申告で医療費控除ができることも周知してください。今年度から手続がよりやりやすくなりました。補聴器が治療のために必要と補聴器相談医が認めた場合には医療費控除の対象になります。診療情報提供書に治療のために補聴器が必要と認めたことを示す根拠を相談医がチェックすることが必要ですが、難聴者は診療情報提供書を販売店に提出し、補聴器を購入、確定申告に医療費控除の申

請ができます。これまでも医師等が治療に必要と認めた場合には対象になっていましたが、今年度、診療情報提供書を活用した控除を国税庁が認めるとし、申請がやりやすくなりました。このことなども市民に積極的に周知していただきたいと思います。さらに、難聴の症状が重い方の補聴器購入の一部助成なども考えてはいかがでしょうか。市長にお考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終了いたします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** ただいまの今泉議員の発言並びに通告につきまして、その趣旨を確認させていただきたいので、反問の許可をお願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいま申し出のありました反問については、これを許可いたします。

なお、論点整理、趣旨確認の範囲でお願いいたします。

内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今泉議員からは、ただいま、発言並びに通告書も含めて、市庁舎はグンゼ敷地にというご意見がございました。また、もう1点でございますけれども、議会の意見を反映せず、市長案でどんどん進められたというふうに発言されておりますが、市庁舎等建設調査特別委員会の申し入れ書を最大限尊重し、担当者からは議会も了解したという報告を受けているところでございますので、この2点について、発言された趣旨をお伺いするものです。

○**渋谷佐輔議長** 今泉春江議員に申し上げます。議員の思いを開陳してください。

8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 今の市長の反問についてお答えいたします。

市長が反問と申し上げたこの内容は、この原稿に書いておりますので、原稿をよく読んでいただければ十分、10日も前にさしあげておりますので、市長がおっしゃった反問の中身はわか

るんじゃないかと思います。今、申し上げたように、先ほどの質問で申し上げたとおりですので、原稿をご確認いただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今泉議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、市庁舎建設についてでございますが、  
(1) 市庁舎建設に伴う新たな道路拡張工事をやめ、市庁舎はグンゼ敷地にというようなご発言でございます。

まず、市庁舎建設を初めとして、子育て世代活動支援センターと多機能型図書館の公共複合施設、長井病院や市民文化会館等の公共施設整備については、まちづくりという大きな面の整備として見ていただく必要がございます。駅前地区でいえば、新庁舎単体の建設工事ではなく、公共複合施設や、現在進行中の都市計画道路あら町成田線、そしてあら町成田線完了後に建設を重要要望しております長井駅前広場を含めた都市計画道路長井駅海田線とのアクセス性や、中心市街地への回遊性、施設内の利便性、安全性を総合的に判断した道路計画を策定し、公共複合施設長井病院を基幹事業に据えた長井駅前地区都市再生整備計画事業として全員協議会、産業・建設常任委員会協議会や市庁舎等建設調査特別委員会にお示したところでございます。

仮称の長井駅前の市道整備を当初から計画に入れるべきではとのご指摘でございますが、長井駅前地区都市再生整備計画事業につきましては、長井駅舎と一体となった新庁舎の位置が確定した時点で新庁舎や公共複合施設、長井病院への利便性や安全性を追求した上で、国家百年の計の意味でも、やるのは庁舎建設と今後行われる駅前通りの街路事業も考えますと、この機会に行うべきではないかということやら、あるいはさまざまな座談会等々で駅前に送迎で来る車、あるいは駅前にいらっしゃる観光バスの利便性も考えれば、駅前通りを何とかしなければ

ならないというようなご意見などもあって、今年度に入りましてから道路計画をいろいろ模索し、策定したところでございます。

危険である理由と安全確保のために膨大な予算は乱暴ではないかという点でございますが、当初、新庁舎計画では、庁舎に隣接した思いやり駐車場には6メートルの構内道路から進入し、その駐車スペースからバックで構内道路に出て南北に出庫することになります。庁舎と駅、そして公共複合施設が集約して建設される中で、相当の交通量が予想されることから、その6メートルの部分は緩衝帯、車が旋回するスペースとして使用したほうがより安全性が高いと。その東側に市道を建設することで、より安全な走行が確保されるという考え方をしたところでございます。

安全確保のために膨大な予算と申されますが、庁舎や駅という最も公共性の高い道路こそ、予算にかかわらず安全確保は大事ではないかというふうに考えます。

ちなみに、この道路建設に伴う予算は、立地適正化計画の策定により5割の補助を受けることができ、起債については公共事業債等々により25%の交付税措置が受けられます。新庁舎の単独事業費では到底できない事業でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、議員からは、ひそかに住民の移転の打診を行っていたと……。

(「ひそかには言っていない」と呼ぶ者あり)

○**内谷重治市長** そうですか、失礼しました。

住民の移転の打診を議会の前に行っていたということでございますが、これはむしろ議会のほうにはきちっと議案として提示するのが通常でございます。ただし、このような重大な案件については、状況報告ということで議会の全員協議会で説明をさせていただいたということございまして、これが住民のほうにまだ一切お

話をしている中で議会に説明をするというのは、大変住民の皆様からすれば憤慨される、失礼な話であり、これはあくまでも議会の最終的な賛成があって進められる事業だということを前提に、もしその場合、ご検討いただけるかということで説明を事前にさせていただいたところでございます。

今回の事業に限らず、公共事業において住民の説明は最も重要で、最優先にしなければならないことです。その上で、議会に計画や予算をお示しすることが常道であって、その過程を間違えると、住民感情からいってもご理解いただけないのは容易におわかりになると思います。

今回の道路計画については、9月以降に1戸1戸お伺いし、住民の方のご意向をお伺いした上で、12月に2回の全体説明会を行いました。さらに、ことしになってもう一度各戸をお伺いしまして、総論としてご協力いただける旨のお話をいただきました。ただ、現段階では測量も何もしていない状況であり、用地補償費等はお示しする段階ではない旨もご理解いただいたところです。新年度予算につきましては、経験則に基づいた概算で予算計上し、その旨もお話しして全員協議会にお示したところですが、どういわけか、山形新聞に折り込みがなされ、その広告には概算金額も書かれており、当該住民の皆様からも非常に不快感を持たれたということは言うまでもなく、大変残念なことと感じたところです。

先ほど申し上げましたけれども、これはいわゆる国家百年の計に立ってこの道路を建設しないことは、将来、いろんな意味で必ず禍根を残すことになり、同意を得られるように努力してまいりたいというふうに思います。

グンゼ敷地に建設すれば、この7億円は必要ない、なぜグンゼ敷地に建設しないのかということでございますが、先ほどはこの道路の安全性の面から必要性を申し上げましたが、公共施

設が集約される中で、たとえ新庁舎がグンゼ敷地に建設されようとも、この道路は回遊性、利便性の上からも必要不可欠と考えます。ですから、7億円が必要ないということには到底ならず、新庁舎だけのためという考えではなく、まちづくりの全体的な面整備ともお考えいただきたいと思っております。

現在もグンゼ株式会社とは、庁舎設置条例に基づき、駐車場用地としての用地交渉を重ねております。まだ契約もしていない人様の土地になぜ新庁舎を建設するとおっしゃられるのか、理解できないものでございますし、もう既に3月議会では全員一致で市庁舎は長井市栄町1188番地の6に建てるということで決定しておるわけございまして、今の段階で実施設計ができて、いざ着工の直前にグンゼ敷地に建てるというのは議会としての意見ではないと、あくまでも一個人のご意見だと思いますが、これはもう今の時点ではそういったご意見ではなく、むしろ前向きにご提言を賜りたいと思っておりますし、また、市庁舎等建設調査特別委員会の申し入れ書につきましては、私どもは特別委員会の皆様、また各委員の皆様の一つ一つ丁寧に説明をさせていただきながら、実現できるもの、これは実現できないものということで全員からご了承を得たというふうに伺っておりますので、議会が反対してるという意見は正しくない、そのように考えてるところでございます。

最後に、この項でございますが、グンゼ敷地購入の進捗状況はどうなっているかということでございますが、市庁舎等建設調査特別委員会でもお話ししたとおり、駐車場用地については事務方レベルの話では、公有財産購入費、補償補填及び賠償金についての合意は得られております。3月中旬のグンゼ株式会社の取締役会の承認が得られ次第に売買契約を結ぶ予定でおります。

また、最後でございますけれども、市庁舎へ

の国の建設補助金交付形態はどうなっているか  
ということでございます。

平成29年度策定の長井市新庁舎建設整備基本  
計画では、総事業費で43億5,000万円の財源中、  
市町村役場機能緊急保全事業債の交付税措置と  
して約7億9,000万円を見込んでおりました。  
実施設計を進めている現在では、基本計画より  
延べ床面積で1,806平米ほど増加しております。  
これらについては、午後からの答弁でもお話し  
しましたように、緊防債を活用して、大変有利  
な起債で防災のための機能を充実させられると  
いうこと等々から、ふやさせていただいたわけ  
ですが、これらについて総事業費で53億円とな  
り、9億5,000万円の増となっております。財  
政の実質負担額といたしましては、基本計画時  
点と比較いたしまして、市町村役場機能緊急保  
全事業債に加え、地域活性化事業債、緊急防  
災・減災事業債を財源することで、交付税で12  
億800万円となり、事業費の実質の増加は5億  
3,200万円となっております。さらに、国の平  
成30年度の補正予算事業である拠点整備交付金  
を申請中であり、承認されれば、さらに7,000  
万円の交付税措置で事業費の実質負担額では4  
億6,200万円の増となります。ちなみに、一般  
財源では、1億1,300万円の増となっております。

続きまして、ご質問の2点目、国保税の引き  
下げについてお答えを申し上げます。議員から  
は、高過ぎる国保税を軽減し、当面、子供の均  
等割の免除の実施をというご提案でございます。

高過ぎる国保税の軽減、改善を進め、まずは、  
子供の均等割の免除を行ってはどうかとの質問  
でございますが、まず、長井市では、今年度よ  
り実施された国保制度改正に合わせて、国保税  
率を引き下げております。具体的には、医療費  
分の平等割額を2万400円から1万9,200円に  
1,200円減額するとともに、医療分の資産割の  
税率を23.0%から15.0%へ8ポイント下げてお

ります。

今年度の税制改正の検討に当たっては、国保  
制度改正に伴う公費負担の増額などの影響を鑑  
み、国保税の必要額を詳細に検討し、国保財政  
を運営するに必要な税率を適切に設定している  
と考えております。

また、子供の均等割の免除をとの質問ですが、  
子供の均等割を免除することとした場合、免除  
した国保税を補填する制度はありませんので、  
いわゆる大人の被保険者に対する均等割を増額  
する必要があります。具体的には、現在、国保  
加入者は約5,100人ですが、このうち高校3年  
生までの子供の加入者は約400名となってい  
ます。高校3年生までの均等割を免除とした場合、  
医療費分で約1,152万円、支援分で336万円の免  
除額となります。この免除額を大人が納める国  
保税均等割で賄う必要がありますので、医療分  
の均等割額を約2,500円、支援分の均等割額を  
約700円増額しなければならないことをご理解  
いただきたいと思います。

なお、国保税率に関しては、長井市では、現  
在、所得割、資産割、均等割、平等割の合計で  
算定する4方式を採用していますが、山形県と  
県内市町村の協議に基づき策定された山形県国  
民健康保険運営方針に従い、長井市でも平成35  
年度までのしかるべき時期に資産割を廃止した  
3方式へ移行することとしており、平成31年度  
から改めて税率改正の検討を始めることとして  
おりますので、その中で適切に判断していきたい  
と考えております。

なお、質問の中で、社会保険の保険料負担と  
比較して高過ぎるとありますけれども、社保と  
国保では保険財政の仕組みが全く異なっており  
ます。社保には、保険料の事業主負担があるた  
め、本人負担が少なくなるのは当然であり、単  
一の自治体の努力で解決できる問題ではないと  
いうふうに考えております。

次に、3点目の18歳までの医療費無料化につ

いてのご提言でございます。議員からは、12月に引き続き、18歳までの医療費無料化の実施を行うべきだというご提言をいただきました。

高校生の医療費無料化につきましては、多大な費用が継続的に支出されることで、財源の確保の観点から慎重にならざるを得ません。これまで同様、国の制度として実施すべきであるということで、私ども市長会でも山形県の市長会、あるいは東北の市長会、全国の市長会で、こういったことは各市町村の競争をさせるのではなく、本来、国がしっかりと支えるべきじゃないかと。これは国にはっきりと申しております。ぜひ、共産党さんでもお願いしたいと思っておりますが、ちなみに置賜3市5町では、米沢市、南陽市、長井市がこれは実現できなくております。やはり高島町さんは別として、何回も申し上げましたけども、やっぱり特別に優遇されている制度をお持ちの自治体だとしやすいくことで、ただし、私どももこれはしなきゃいけないと。まずはこれを市町村で子供たちに、あそこはやってる、あっちはやってないなんていうのではなくて、国がしっかりと子育て、子供のための政策としてやるべきではないかと強く思っておりますので、国に対して物を言っていたきたいなというふうに思います。

近隣の市町の動向や子育て世帯の負担軽減を考慮し、長井市でも18歳までの医療費無料化の実施に向けて検討しております。12月議会でも答弁しておりますが、給食や児童センター保育料など、子育て支援の各施策の優先順位を適切に判断して、できれば平成32年度実施を目指していきたいと考えております。

ことは10月から、保育料が無料になり、長井市が指定管理として社会福祉協議会にお願いしており、あるいは直営で行ってる児童センターについては対象外となりますから、こちらについては私どもでその部分、保護者に対して無料化することによって、約1,500万円ほどの負

担をしなきゃいけないということから、今後の国の保育料の動向を見きわめながらということで、ことは残念ながら予算化をせずには、来年度を目指してまいりたい。平成32年度ですか、そういうふうを考えているところでございます。

議員からは、国保基金の活用は、被保険者から預かったものを被保険者に還元するから問題ないというご意見でございましたけれども、国保被保険者は、全市民の5分の1程度でございまして、高校生世代の市民782人のうち、国保は1割の78名しかおりません。つまり、ほぼ国保に加入してない住民のために国保の基金を使うということになってしまっていて、これは被保険者還元には当たらないというふうに私どもでは考えております。一般会計で行う医療給付事業に対して、国保の基金を自由に繰り出しできる性質のものではないということを重ねてご理解いただきたいと思います。

なお、国保の基金は、今後実施する国保税率改正で資産割を廃止し、3方式へと移行する際の激変緩和等の財源として活用するというようになっておりまして、国保以外の高校生の医療費無料化の財源に回せるような、そういった性質のものではないというふうに考えております。国保税限度額3万円掛ける38世帯で114万円、医療費無料化のペナルティー分として約100万円がかかるということのようでございます。

次、4点目でございますが、(要)介護認定者の障害者控除証明書発行についてのご意見、ご質問でございます。

まず、最初に、長井市の障害者控除証明書の発行数について、なぜ長井市は少ないのか、その要因はどうなのかについてお答えいたします。

障害者控除対象者認定書の認定は、厚生労働省の事務連絡に基づき、事務取扱要綱を定め、実施しております。要介護認定を受けているといっても認定書が必要かどうかは、各家庭の所

得などの状況や身体障害者手帳などを所持なさっているかどうかによって違うことから、窓口での申請に基づき、発行しております。発行件数は、29年度末で52件、この年の要介護認定者は1,615人でございます。米沢市の発行件数は29年度末で164件ですが、要介護認定者は4,421名で、3倍近い認定者がいるので、発行数だけでの比較はできないと考えております。

また、要介護1でも主治医意見書や認定調査票の日常生活自立度という項目の判断で該当しない場合もありますので、窓口で対話しながら、必要な方に必要な手続きをしていただいております。

続きまして、2点目の介護認定者への障害者控除証明書の発行の周知についてのご提言でございます。

長井市では、認知症の人と家族の会こまくさや社会福祉協議会の介護者の集いで、確定申告の前に税務課職員を講師に、障害者控除対象者認定書とおむつ使用に係る費用の医療費控除について説明会（学習会）という形ですが、を毎年行っておりまして、会員以外にも関心のある方に広く聞いていただけるよう「広報ながい」で周知しております。市民税の申告の際も該当するような方には認定書の交付を受けるように助言を行っておりますが、今後は市のホームページ等での周知なども行っていきたいと考えております。

続きまして、最後でございますけれども、5番目の補聴器の購入についてということで、議員のほうからは、医療費控除の対象となるものは補聴器に限らずそのほかのものにもあるということで、補聴器についてだけの周知になると、他の対象になるものとの公平性を欠くこととなるため、補聴器に限った医療費控除の対象という周知ではなく、やっぱり公平性を考えますと、やはり私どももいろいろPRしていかなければならないのですが、本人みずから税務署な

どに確認していただくのが適切だろうというふうに考えているところです。

続きまして、補聴器購入者への一部助成の取り組みでございます。補聴器購入者への助成につきましては、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちで、医師の意見書があれば、非課税世帯者は全額補助、課税世帯者は9割補助という制度がされます。ただし、配偶者等に市民税所得割額が46万円以上の者がいれば対象外となります。

また、市独自では、軽度・中等度難聴児に対して、長井市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業で助成を行っております。助成額は、基準額と補聴器購入額として申請者が提示した見積額を比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額となります。ご質問に対して、以上でございます。

○**洪谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 市長からは、細かくご説明いただきました。

まず、市庁舎建設についての答弁に対して、再度質問いたします。

先ほど、私の質問の中で、なぜ今ごろこの駅前開発というか、駐車場と入り口を、進入道路をするのかということに対して、市長は、6メートル構内道路、バックで駐車しますけれども、旋回するためにも新しい敷地が必要だということをおっしゃってましたけれども、基本設計ができた段階で、9月にできた段階で、駐車場、思いやり駐車場や6メートルの構内道路というのは示されていたわけですから、そのときにこれはちょっと出入り大変じゃないかなとか、危険なかなとか、不便でないのかなというものはあったんじゃないでしょうか。私たち、そういうことも今回の市庁舎建設に対して、あそこの敷地では駐車場は十分な広さもとれないんでないかというようなことを何度も申し上げました。それなのに、大丈夫ですということで

あそこへ進めて、1案だけの提案で進めてきました。

市長は、3月議会で全員一致して決定したとありますが、先ほどの私の質問の中でも、全員が賛成するには市長答弁が、約束された市長答弁があります。それを私たちは信頼して、じゃあ、いいものをつくりましょうということで賛成したんです。決まったからもうこれでいいということではないと思います。市長、いかがですか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

今、今泉議員、私たちは、市長そういうふうに行ったから信頼して認めたんだということなんですけど、私たちはとおっしゃるんですけども、いろいろ議論した中で、確かに道路についてはいろいろ議論あるかもしれませんが、議案としては出してないわけで、新しくあその道路をしたほうがより将来のことも考えてベターだと、このチャンスにということで提案してるわけですが、ただ、それ以外の部分については、私は検討委員会の皆様、特別委員会の皆様とも一つ一つ申し入れ書等を通じて詰めて、基本的に合意していただいと、可能なものは可能として認め、できないものは理由を申し上げて納得いただいたというふうにしてるんですね。

したがって、例えば道路、先ほど言いました道路については要らないんじゃないかということであれば、またこれは別です。どうなんですかということなんですけど、私は、後々考えれば、今回、都市再生整備計画事業でできるということが可能になったもんですから提案させてもらったわけで、これがなくてもいいという判断もあるかもしれません。そこについては、やはりいろんな考え方がありますし、私は、約束を破ってあその案をゴり押ししたというわけではないと思っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 市長は、今のご答弁を聞きますと、ご自分の都合のいいようにお話しなさってるんじゃないかなと私は感じました。

まず、さまざま市庁舎の位置を決めるときもそうですけども、物事を決める前にはいろんな議論があります。いろんな討論があります。それが重要であって、その経過を経ていいものができるんだと思います。ですから、議会での質問、答弁というのは大変重いものであり、議事録などにも記録され、保存されます。そういう流れの中で、今回の市庁舎建設が決まったわけですから、そういう重みというか、発言の、お互いに発言の責任というものが市長も、私も含めて議員の中で大事なものがあると思います。お互い責任があるものではないでしょうか。

市長、本当にあのとき、2案をちょっと出していただければ、それなりに皆さん納得して進めてこられたと思います。なぜ1案だったか、非常に不思議です。ですから、今回も周遊する場所が必要だと、理由はおっしゃいますけども、当初からこういうことはわかってたんじゃないでしょうか。駅前の、駅南の敷地では大変だなということは、そういうことも本当に正直に議論して、そして進めるべきだったと思います。私たちには安全だということを何度もお話しなされてましたので、大変このことに対しては不信を感じております。

時間もございません。本当に残念でございます。質問を終わります。

## 散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日はこれを持って散会いたします。再開は、明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時15分 散会